

[優秀賞]

# 被疑者の権利を守るために 闘い抜いた20日間

拝地旦展 はいち・あきひろ 大阪弁護士会・75期

---

## 詐欺・詐欺未遂被疑事件

---

堺簡決令6・4・23 LEX/DB25506589

---

### はじめに

「警察は一般市民を守る正義の味方」である。多くの人はこう考えているし、私自身も否定するものではない。しかし、それは「犯罪の嫌疑を掛けられなければ」という条件付きである。一度、犯罪の嫌疑を掛けられてしまうと、当然有するはずの権利すら与えられない・侵害されてしまうことがある。私が弁護士になって1年ほど経った頃に被疑者国選で受任したAさんは、留置管理課の警察官に被疑者ノートの検閲を何度もされた。また、ノートに書く内容まで制限され、取調べで警察官に対して被疑者ノートを検閲されていることを訴えても黙殺された。被疑者ノートは「被疑者・弁護人の聖域」である。捜査機関が立ち入ることは許されない。可視化申入書1通・抗議書3通・準抗告3回・特別抗告1回・移送申立て・勾留理由開示裁判・連日長時間の接見というように、私はAさんの権利を守るために闘い続けた。その結果、移送申立てが認められ、完全黙秘を貫いた結果、最終的に嫌疑不十分・不起訴処分となったので報告する。

### 事案の概要

Aさん・Aさんの夫であるB氏・居候のC氏が共謀のうえ、V氏に対して、弁護士および探偵事務所にV氏の知人への債権回収のための調査を依頼した事実があるかのように装って、弁護士費用等としてV氏から現金10万円の交付を受けた詐欺既遂事件、そして、V氏に対して、弁護士および探偵事務所にV氏の知人への債権回収のための調査を依頼した

事実があるかのように装ってAさんが自身のスマートフォンで嘘のLINEのメッセージをV氏に送信し、弁護士費用等として現金30万円をだまし取ろうとした詐欺未遂事件である。

### 初回接見

私は、初回接見に行くときに必ず差し入れるものが3つある。1つ目は私の名刺。2つ目は被疑者ノート。3つ目はしんゆう法律事務所の「取調べを受けることになったら取調べを受ける心がまえについて」と題する冊子である。この冊子は、タイトルのとおり、取調べを受けることになった人に向けて書かれたものであり、黙秘の重要性・黙秘の具体的なやり方についてわかりやすく説明している。Aさんにも同様にこの3つを差し入れた。

Aさんは詐欺既遂・詐欺未遂いずれについても全く知らず、共謀を否認していた。詐欺未遂については、嘘のLINEのメッセージを送ったのは自分ではなく、B氏だということだった。B氏からAさんのスマートフォンを貸して欲しいと言われた記憶があるとも言っていた。私は、冊子に沿って、Aさんに黙秘するように説明した。黙秘は権利であること、黙秘は真実を守ること、黙秘している間は取調官の質問を頭の中で繰り返して覚えること、取調べが終わればすぐに被疑者ノートに取調べ内容をメモすることを指導した。そして、私は、弁護人との接見内容・被疑者ノートの中に書いてある内容を取調官に聞かれても一切答える必要はないことを説明した。被疑者ノートにその旨書いてあるページも指摘した。Aさんは、私の話

を熱心に聞いてくれて、私の言うとおりにすると言ってくれた。

なお、Aさんは生後11カ月の息子をとても心配していた。両親が逮捕され、監護者がいなくなるため、息子は児相に一時保護された。息子を思うと夜も眠れないと言っていた。

## 弁護方針

初回接見のなかで聞いた話と勾留状の被疑事実を踏まえて、改めて弁護方針を検討した。

否認事件の場合、完全黙秘がセオリーであるが、念のために、積極的に担当検察官に情報提供を行うなどして不起訴処分とするように働きかけていくパターンがあるのかを検討した。Aさんの話を前提とすると、詐欺・詐欺未遂のいずれについても共謀を争うことになり、詐欺未遂については実行行為性を争うことになる。詐欺未遂については、AさんのスマートフォンからV氏に対してメッセージが送信されていることは客観的証拠から間違いないはずである。B氏・C氏が、Aさんを共犯として引っ張り込む可能性も十分に考えられる。Aさん・B氏・C氏は事件当時、同居していたことからしても、共謀はメッセージなどの客観的証拠がなく、Aさんの自白を引き出そうとする取調べが行われることは目に見えていたし、すでに初回接見までに行われた取調べも共謀の部分をしつこく質問されていた。加えて、捜索差押えが逮捕時に実施され客観的証拠は捜査機関により保全されていることからすれば、Aさんが共犯でないことを弁護人が積極的に立証することができる証拠の発見・提出は困難であると判断し、セオリーどおり、黙秘で嫌疑不十分・不起訴処分を狙うしかないと思うに至った。

また、起訴された場合には、Aさんの供述の信用性が重要になるため、可視化申入書を捜査機関に対して提出することにした。

## 「先生！ 被疑者ノートを読まれたんです！」

私は、初回接見の2日後H警察に行き、2回目の接見申入れをした。すると、留置管理課の警察官が私に対して「先生、ボールペンを接見室に入れても

大丈夫ですか？」と尋ねてきた。私は、そのような質問を初めてされたので驚いた。「別に良いですが、何かあったんですか？」とその警察官に尋ねると「実は昨日からAさんに自殺のおそれがあるということで、24時間対面監視となっております。なので、ボールペンの接見室への持ち込みについても先生に確認しました」と言う。初回接見時、児相に一時保護された息子のことを心配していたが、自殺の兆候などなかった。

何があったのかと思いながら接見室に入ると、Aさんは机に突っ伏して顔を隠している。「Aさん、どうしたんですか。何かあったんですか」と声をかけた。「先生！ 被疑者ノートを見られたんです！」。Aさんは私に泣きながら訴えてきた。私は、Aさんにどういうことかを尋ねた。「先生が帰った後、私は先生のアドバイスをノートや冊子にメモしてたんですけど、留置管理の人がそれを見て落書きすると言ったんです。落書きではなくて先生のアドバイスですと説明したけど、聞いてくれなかったんです。その人に、被疑者ノートを見るのが決まりだって言われて、私の目の前でパラパラ読むんです。それを見てたら私、泣いちゃって、痙攣を起こしたんです。そしたら、私が自殺するんじゃないかって24時間対面監視になったんです」とAさんは私に話してくれた。Aさんは続けて、「ノートを見られていると思ったら、取調べで気になったこととか先生に伝えたいこともノートに書けなくなっちゃって。先生来るまで覚えてられるか不安で不安で……」と訴えてきた。私は、Aさんを落ち着かせながら、いつ・どこで・誰から・どのように・どんなことを言われたのか・どんなことをされたのか・Aさんがどう思ったのかを事細かく聞き取った。すぐにH警察に対して抗議しなければと直感的に思ったからである。Aさんには、今後も見られる可能性があるから、被疑者ノートに気になったことはメモしておくようお願いした。併せて、H警察に対して抗議をすることも伝えると、Aさんは落ち着いてくれた。

## 即座に抗議、準抗告！

私は、2回目の接見後、すぐに留置管理課の警察官に「実は、先ほどの接見でAさんから……」と事情を説明し、H警察内で調査をし、調査結果を私に連

絡するように言って、H警察を後にした。私は帰宅途中の電車内で「被疑者ノート 検閲」でインターネット検索をした。すると、被疑者ノートの検閲を違法と判断した横浜地裁令和5年3月3日判決(LEX/DB25594765)や名古屋高裁令和4年2月15日判決(LEX/DB25592063)がヒットした。判決文を読んで、被疑者ノートの検閲が国賠法上の違法行為であることを改めて認識し、これは何とかせねばと思った。足跡を残すために、抗議文を大阪府警本部・H警察・担当検事へ送るほかに、もともと勾留決定に対する準抗告も申し立てるつもりであったが、詐欺の共犯事件・否認・黙秘という状況では、正直厳しいと思った。

そこで思い出したのがレジェンド刑事弁護士として名高い後藤貞人弁護士のエピソードである。暴言・暴力が振るわれる違法取調べが行われている際に、後藤弁護士は勾留場所を警察署とする決定に対する準抗告を申し立てた結果、準抗告が認容され、その被疑者が拘置所に移送されたのである。私はこのエピソードを思い出し、勾留場所を警察署とする決定に対する準抗告を申し立てることにした。私は、接見から帰宅後すぐに、抗議書・勾留決定に対する準抗告・勾留場所を警察署とする決定に対する準抗告の3通を起案して、朝一番で抗議書はFAXした。準抗告2通は郵送では遅いと思い、裁判所まで片道1時間かけて持参した。

## 被疑者ノートが書けない？

私は、Aさんに被疑者ノートの検閲に関することについて、事細かに書いてもらうために大学ノート2冊を差し入れることにした。前掲横浜地裁令和5年判決では「刑事収容施設法に基づき被疑者の所持品を検査するにあたって、原則として検査対象が被疑者ノートに該当するかどうかを外形的に確認する限度で許容されるものであり、内容の検査を行うことは特段の事情がない限り違法である」と判断されていたことから、私は、Aさんに大学ノートの表紙に大きく「被疑者ノート」と書くように指示した。すると、Aさんは「先生、私は部屋にボールペンを持ち込むことが許されていないので、1日15分しか書く時間がないんです」と言ってきた。24時間対面監視となっているせいで、

被疑者ノートへの書き込みすら十分にできない状態になっていた。そこで、私は、接見中に書いてもらうことにした。そのため、接見時間は1回2時間半以上かかり、長いときは3時間を超える時もあった。私は接見のたびに、Aさんのメモをすべて報告書の形にするため、文字起こしをした。

## 準抗告棄却決定……

翌日、私が申し立てた準抗告はいずれも棄却(大阪地界支決平6・4・16LEX/DB25506590)された。勾留場所を警察署とする決定に対する準抗告は認容されるだろうと思っていたので、とてもショックを受けた。しかも、棄却の理由を見て、愕然とした。「仮に弁護人主張のとおり警察官がその内容まで検査したとすれば、特段の事情のない限り違法であると考えられるが、その主張を前提としても、同種行為が反復して行われたとは認められず、直ちに弁護人が警察署に対応を申し入れるなどしていること等にも照らし、今後同種行為の行われるおそれが高いとはいえないことなどからすれば、現時点で、勾留場所を変更する必要性までは認められない」というものであった。被疑者ノートの検閲の問題性は、横浜地裁判決が指摘するとおり、「接見内容を事後的に確認する行為と等しく、被疑者が弁護人とのコミュニケーションの内容が捜査機関等に知られ得ることを慮って、自由かつ十分な意思疎通を差し控えるという萎縮的効果が生じ」る点である。回数の問題ではない。判断した裁判官が、全く被疑者ノートの検閲に対して問題意識を持っていないことが良くわかった。「絶対に負けるものか！」私は、次の手段に出る。

## 諦めずに、特別抗告・移送申立て・勾留理由開示請求

私は、勾留場所への準抗告棄却決定の理由は不合理だと思って仕方がなかったので、特別抗告を申し立てることにした。私はそれ以外に何か手段がないかを調べるなかで、移送申立てという方法があることを知った。移送申立てであれば、準抗告棄却決定後の事情についても考慮される。被疑者ノートの検閲は、私が抗議書をFAXした後も続いているという

ことをAさんから接見のたびに聞いていた。私は特別抗告だけでなく、合わせて移送申立書も起案し、被疑者ノートの検閲がもたらす萎縮効果・検閲は1度で終わらず何度も繰り返されていること・取調官まで検閲を容認する発言をしていることを中心に書いた。申立書の添付資料としてこれまで捜査機関に送った抗議書2通やAさんのメモの文字起こしを報告書にして提出した。

また、準抗告の場合には地裁の裁判官が担当するが、勾留決定や移送申立ての場合には簡裁の裁判官が担当し、勾留理由開示裁判は勾留決定をした裁判官が担当することが当地の運用としては多かった。勾留理由開示裁判を担当した裁判官が移送申立てについても担当になれば、Aさんの窮状を理解したうえで移送申立ての判断をしてくれるかもしれないと思い(場合によっては、国賠の際に証拠として使用する可能性も念頭に置いていた)、人生初の勾留理由開示請求もすることにした。今回も、郵送では遅いと思い、片道1時間かけて裁判所に持参した。翌日、裁判官から電話があった。裁判官は「私もこれは重大な問題だと思っています。今、移送先の調整をしているので、もう少しだけ待ってください。勾留理由開示も私が担当ですので、よろしくお願いします」と私に言った。移送申立ての判断を担当した裁判官は、私の電話面談の前からすでに移送先の手配をしてくれていた。勾留理由開示の日を待つことなく、Aさんの移送決定が出た。私が抗議してからすでに10日近く経過していたが、諦めなくて良かったと思った。ただ、私は拘置所への移送を希望したが、移送されたのはS警察であった。

## 勾留理由開示裁判の日

移送後、私が初めてAさんと面会したのは、勾留理由開示裁判前の裁判所での接見だった。私は、Aさん喜んでいだろうなと思しながら、接見室に入ったが、Aさんは机に突っ伏して顔を隠しているのである。Aさんはやつれた泣き顔で、「先生！ S警察もダメじゃないですか！」と言う。AさんはS警察への移送後、身体検査・所持品検査が実施された際に、留置管理課の警察官から「被疑者ノートに落書きするな。上の人が決めた決まりだから」などと言わ

れたという。また、Aさんは我慢できず、警察官取調べで被疑者ノートの検閲のことを話してしまったのだが、取調官は「留置管理の上の人が言ったらダメなんよ。弁護士さんが言ってること全部が正しいとは限らない」などとAさんに言ったという。取調官までこんなことを当然のように言うのかとうんざりしたが、私は、AさんにS警察にも抗議書を送ることを約束し、まずは勾留理由開示裁判を頑張ろうと伝えて納得してもらった。

勾留理由開示裁判では、私があらかじめ用意した、被疑者ノートの検閲に関する事実をまとめた被疑者意見陳述をAさんに読んでもらった。Aさんは読み上げ始めると、涙をこらえきれず、嗚咽していた。私も弁護士意見陳述を書面で用意していたのだが、証言台の前に立って必死に読み上げを行うAさんを見ていると、裁判所にも捜査機関にも怒りが込み上げてきた。そこで、私は、読み上げではなく、Aさんから先ほど聞いたS警察での出来事や疲弊しているAさんの現状についてペーパーレスで意見陳述することにした。裁判官にAさんがどんな思いで取調べを受け、今も身体拘束されているのかを感じてほしかった。制限時間の10分があつという間に感じた。勾留理由開示裁判終了後、私は後藤弁護士に倣って、移送申立決定について、裁判官にお礼を伝えた。というのも、上述の後藤弁護士のエピソードには続きがある。後藤弁護士は準抗告の判断をした裁判官宛に「警察署から拘置所に移送されたことによって、違法取調べがなくなりました」と、準抗告が認容された後の経過を報告する手紙を送ったのである。その裁判官は「裁判官は自分が判断した後のことを知ることができません。裁判官も、自分の判断で状況がどう変わったのかは気になります。違法取調べがなくなつたと聞いて、純粋に嬉しく思いました」と私に話された。

移送申立てを認めた裁判官には私も敬意を表したいと思っていたので、直接伝えることができ良かった。私の意見陳述を聞いた裁判官もS警察での出来事は予想外だったため「S警察しか手配できず、申し訳ない」と言っていた。その後、勾留延長決定への準抗告申立書を提出した。

なお、刑訴法40条1項は、起訴後でなければ訴訟書類の謄写はできないと規定しているが、勾留理

由開示裁判後、私は謄写申請をすぐに行い、調書を手入することに成功した。

## 連日長時間接見の日々

勾留延長決定への準抗告はあっさり棄却された。勾留13日目を超えたあたりからAさんの心身の不調はピークを迎えていた。連日長時間にわたって行われる取調べでは、「証拠は全部ある。Bも罪を認めている」「嘘をついたままで良いのか。なら裁判にかけるしかないね」「息子は嘘をついている母親と会って嬉しいと思いますか」「嘘つきに育てられた子供は碌な人間にならないね」「あなたの子供がどうなるのが私の知ったことではない」などと言われ続けた。取調べでも何でも無い、ただの人格攻撃だ。Aさんは持病のメニエール病が再発し、めまい・頭痛に襲われていた。私は、少しでも取調べ時間を短くするために、あえて日中に接見を行い、取調べを中断させた。何を話すわけでもない。雑談をするだけである。Aさんは私との接見のたびに涙を流し、接見の時間だけが心休まる時間だと言っていた。この頃には連日の長時間接見・多くの起案によって私自身もかなり疲弊していたが、憔悴するAさんを放っておけなかった。私は接見でAさんを励まし続けた。勾留満期前の1週間は毎日接見していた。勾留満期前日、私とAさんは、不起訴処分となることを祈った。Aさんは私が弁護人に選任されて以降、最後まで完全黙秘を貫き、私と一緒に闘ってくれた。

## 嫌疑不十分・不起訴処分の獲得

勾留満期当日、私は朝一で担当検事に電話をした。Aさんは本日付で嫌疑不十分の不起訴処分・釈放としたと報告を受けた。黙秘が真実を守った瞬間である。黙秘を貫くという選択が間違っていなかったと、心の底からホッとした。不起訴処分となった翌日、Aさんから電話があった。Aさんは「先生のおかげで不起訴になりました！ すぐに兇相に連絡をして、息子も返してもらえました！ 先生が私のために一生懸命闘ってくれているのを見たり、毎日のように会いに来てくれるから、私も頑張れたんです！ 先生は私の命の恩人です！」と、私が電話に出るなり、嬉々と

して伝えてくれた。私自身これほどまでに20日間が長く感じたことはなかったが、Aさんの言葉は刑事弁護人冥利に尽きた。ただ、私は「Aさんが私を信じて最後まで黙秘してくれたから不起訴になったんですよ」と伝えた。謙遜でも何でもなく、本当にそうだと思う。黙秘は辛く厳しい。今回のように、被疑者ノートの検閲といった出来事があれば尚更である。私は、Aさんが不起訴処分を勝ち取ったと思っている。

## 後日談

被疑者ノートを見られた依頼者はAさんだけではなかった。薬物の密売で何度も再逮捕を繰り返されている少年から「先生、被疑者ノートが見られているんです」と告白された。私は、Aさんの事件を参考に、再び勾留理由開示裁判と移送申立てを行ったところ、無事鑑別所に移送された。Aさんの事件の経験があったからこそ、すぐに対応できたことだと思う。

被疑者ノートの検閲は、Aさんや上述の少年にだけ行われているとは考え難い。各地の警察署で同様の行為が行われているはずである。今後も改善が見込まれないようであれば、国家賠償請求訴訟の提起も検討している。私は、被疑者ノートの件だけではなく、被疑者・被告人の権利が蔑ろにされるようなことがあれば、徹底的に闘い続ける。👊